

トランポリン・シャトル審判員認定講習会 開催要項

【目的】

トランポリン・シャトル競技大会の公平かつ円滑なる審判業務を遂行するため、(公財)日本体操協会認定のトランポリン・シャトル競技審判員を要請することを目的とする。

【主催】公益財団法人 日本体操協会

【主管】都道府県協会・サークル・または教育委員会

【開催期日】主管団体により決定

【日程】5時間の講義を1日で開催できる日程とする

【開催会場】主管団体により決定

【受講資格者】受講年度の4月1日現在18歳以上及びトランポリン段階練習表30番までの実技能力がある者

【講義内容】5時間

	講義内容	講義時間
1	トランポリン概論	20分
2	ルール解説	120分
3	実技	100分
4	検定試験(実技・筆記)	60分
		5時間

【講師】公益財団法人 日本体操協会 トランポリン・シャトル競技公認審判員養成講師

【受講者費用】

受講料：5,000円(当日徴収、あるいは主管団体の指定する口座への事前振込は主管団体に委ねます)

教本：1,500円(受講者が事前に日本体操協会より購入)

【主管者任務】開催申請書を提出し、日本体操協会の承認を受けてください。承認後、受講申込方法等は主管団体に委ねます。なお、講習会終了後1週間以内に、主管団体は受講修了者名簿と報告書を日本体操協会へ電子メールにて提出してください(各種提出書類ファイルは日本体操協会ホームページから入手)。

【合格者の審判登録】

登録は毎年手続きが必要です。シャトル審判員資格の登録方法は2種類あります。

①「トランポリン競技審判員資格」も保有されている方は、先に競技審判員資格登録をJGA-Webシステム(<http://jga-web.jp/>)にて完了させた後、事務局より「シャトル審

判員資格登録料」のお振込先をEメールでご案内いたします（新規の場合）。

②「トランポリン競技審判員資格」を持たない方は、JGA-Webシステムにより個人IDにて「シャトル審判員資格」の登録申請を行なってください。

※登録方法は「審判登録ガイド」等をご参照ください。

【開催申請から報告まで】

1. 開催を希望する主管団体は、開催申請書（ファイル 1）を電子メールにて日本体操協会へ提出する（年度内に開催する講習会は、当該年度の4～5月、9～10月に行うこととする）。
2. 日本体操協会より開催承認のメールを受けたあと、公式に開催の準備を進める（受講者の募集、講師の手配など）
3. 主管団体は、講習会の開催中止を決めた場合、速やかに日本体操協会へ電子メールにて報告する。
4. 講習会は、主管団体が責任をもって運営する（講習会での事故などに備えての保険加入など）。
5. 講習会終了後1週間以内に、受講修了者名簿（ファイル 2）と講習会報告書（ファイル 3）を日本体操協会へ電子メールにて提出する。

【シャトル競技審判員認定講習会開催に伴う経費について】

1. 受講料は当日徴収、あるいは主管団体指定金融機関への事前振込とする。
2. 受講料はすべて主管団体の収入とする。
3. 開催にかかる経費（体育館借料、講師日当・交通費、消耗品、保険料など）はすべて主管団体が負担する。
4. 講師日当については、講師一人5,000円/日とする。また交通費は実費を原則とする。

＜申請書等 提出先＞
公益財団法人 日本体操協会
事務局 大原
ohara@jpn-gym.or.jp

(2018/4/1 版)